



平成21年5月8日

各 位

会 社 名 明 星 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 大 谷 壽 輝  
(コード番号1976 大証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 部 長 印 田 博  
(TEL 06-6447-0275)

## 取締役及び監査役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は平成21年5月8日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役の報酬限度額とは別枠で、当社取締役及び監査役（社外監査役を除く）に対して報酬として、取締役については年間総額50百万円の範囲で、監査役（社外監査役を除く）については年間総額5百万円の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成21年6月26日開催予定の当社第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、現在の取締役は7名ですが、平成21年6月26日開催予定の当社第67回定時株主総会において、取締役選任議案が承認されますと、6名になります。また、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

### 1. 取締役及び監査役（社外監査役を除く）に対し報酬として新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、また、当社監査役による業務監査の一層の充実を図り、ガバナンスを確立することにより、企業価値の向上を目指すことを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役については当社普通株式30万株、監査役（社外監査役を除く）については当社普通株式3万株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。なお、付与株式数は、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

取締役については300個、監査役（社外監査役を除く）については30個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（ただし、取引の成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、または、新株予約権の割当日の終値（ただし、当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から10年を経過するまでの範囲で当社取締役会が定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することは出来ない。

- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - ④ その他の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要す。
- (8) その他の事項  
新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によりこれを定めるものとする。

以 上